

韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報2014

The Liaison Committee on Lost Korean Cultural Properties in Japan 한국/조선 문화재 반환문제 연락회의

編集・発行：韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議 2014年6月1日 No.3

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-2-7-601 ☎03-3237-0217 Fax03-3237-0287 頒価=100円(送料90円)

E-mail: kultural_property@yahoo.co.jp http://www.asahi-net.or.jp/~vi6k-mrmt/culture/korea/index.html

郵便振替：00140-9-607811 「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」(年会費=個人3000円・団体5000円・賛助会費=10,000円)

【2013～2014年の動きと今後の課題】

米国からの文化財返還進む一方、対馬・仏像盗難問題で冷却化・停滞した日韓 国際的・歴史的な視野でルールづくり、相互理解と交流を

昨年の年報(2号)で、私たちは「対馬の仏像盗難問題に対する私たちの見解」を発表し、混乱が広がる状況に憂慮を表明し、盗難事件の早期解決と原状回復を呼びかけました。同時に、今後もこうしたトラブルが起きる可能性があり、歴史的な経過を踏まえ、紛争を過度に拡大しないためにも、日韓両国の政府間で協議し、必要な場合はユネスコ政府間委員会などの国際的な機構を活用して、紛争解決と予防に取り組むことを提言しました。

また、昨年11月3日(文化の日)には、日韓の文化庁長官、文化財庁長(長官)あてに日韓の文化財返還問題に関する政府間の直接対話を求める提言を行いました(⇒2頁に掲載)。

しかし、仏像の返還は実現しないまま、この事件をきっかけにした反韓・嫌韓世論が浸透し、朝鮮半島由来の文化財の調査や論議をすること自体がはばかれるような深刻な事態に陥っています。扇情的に事件を報じるマスコミにも大きな責任がありますが、問題に適切に対応できていない政治の責任、政府の責任は重大です。「慰安婦」や領土の問題で日韓関係が止まっているから仕方ない・・・との声も聞こえますが、下村文部科学大臣は昨年2回も訪韓し、韓国の劉震龍(유진룡)文化体育観光部長官とも会談しています。懸案事項を積極的に取り上げて、事態改善に向けたイニシアティブを發揮すべきです。

他方、4月末にソウルを訪問したオバマ米国大統領は、青瓦台に大韓帝国の国璽など9点(*下記写真、聯合ニュースより)を持参し、朴槿恵大統領に直接渡すシーンが内外に報じられました。当初6月頃の返還とみられていたものを(*3頁記事参照)、前倒しで、「訪韓のプレゼント」として届ける配慮を見せました。文化財返還が外交のツールとして急浮上してきた観があります。



米ホワイトハウスHP(4/25)より

昨年12月には、1910年代に韓国の寺院から米国に渡り、美術館などを転々としてバージニア州のエルミタージュ財団博物館の倉庫に眠っていた1730年代のものと推定される釈迦三尊図の仏画が寄贈の形で返還され、今年1月に国立中央博物館で公開されています。米国に持ち込んだのは日本の美術商「山中商会」でした。

米韓は、今後の文化財返還のための覚書(MOU)ないしは協定を締結する方向で具体的な詰めを行っていることを明らかにしていますが、米国は2007年以降計6600点余の違法売買文化財を摘発して、24か国に返還しています。

今年3月にはノルウェーの美術館が、1941年にナチス・ドイツが略奪し、ドイツの画商経由でノルウェーの富豪が購入した仏人画家マチスの作品(時価20億円)を、持ち主だった仏画商の一族に返還しているほか、ドイツ・ミュンヘンのドイツ人画商のアパートで見つかった別のナチスに略奪されたマチスの絵画も、元の持ち主の親族に返還されています(3/22時事、3/27共同)。

来年は日韓国交樹立50周年で、「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」締結から50年になります。これを機に、この間の日韓の文化財をめぐる葛藤を踏まえて、双方で知恵を出し合い、国際的な学識・知見を活用して、スムーズな文化財返還のための手順やルールを定めた新たな協定を締結することを提案します。日韓だけでなく、北朝鮮も含めた共同での調査・研究を視野に入れた、建設的で文化的な交流を育む未来志向の作業となることが期待されます。

皆様からのご意見やご提案もお寄せ下さい。

(編集部・有光 健)

*関連の情報や資料、国会議事録などは連絡会議のWEBで
⇒ <http://www.asahi-net.or.jp/~vi6k-mrmt/culture/korea/>

日韓の文化財返還問題に関する政府間の直接対話の提言 2013. 11. 3.

日韓の文化財返還問題に関する政府間の対話を求め、提言します

韓国・文化財庁長 邊 英燮 (ピョン・ヨンソク) 様

日本・文化庁長官 青柳 正規 様

長崎県対馬市・観音寺にあった「観世音菩薩座像」→



現在韓国と日本との間に葛藤が広がり、外交的にも困難な状況に陥っていますが、その一因に文化財の返還をめぐる問題があります。

1965年に調印された「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」で政府所管の文化財返還問題については一区切りつけられたものの、同協定の合意議事録では、日本政府は、民間が所有する文化財についても「自発的に韓国側に寄贈することを勧奨する」旨明記されていました。

しかし、2006年の東京大学の「朝鮮王朝実録」のソウル大学への引き渡しや、2011年の「日韓図書協定」による「朝鮮王室儀軌」などの図書の引き渡しはあったものの、48年を経ても民間所有の文化財の返還はほとんど進んでいません。

近年韓国側から、日本に所在する朝鮮半島由来の文化財の返還を求める動きが活発になり、対馬の仏像返還問題にみられるように、新たな葛藤を引き起こし、緊張や憂慮を招く事態に至っています。

現在のこの葛藤と対立を解きほぐすためには、文化財を所管する両国政府トップによる交渉、対話を重ねるべきであると考え、提案します。民間の問題には政府は関与しない、静観するという態度では、問題の解決に資することはなく事態は悪化するばかりです。今後も文化財返還を求める声は高まり、返還をめぐる様々な問題が繰り返し起きてくることは確実です。流出文化財をめぐる問題は、日本と韓国の二国間に限定される問題ではなく、世界的に解決が模索されている課題です。

流出文化財について、基本的に、私たちは、植民地期に不法に流出した朝鮮半島由来の文化財はその「元の場所」に返すべきだと考えています。その解決のために両当事国において、官民の双方で不断の努力が必要であると考えます。

まず、問題は何かを正確に把握することです。次に日韓両国の文化財・歴史・法律の専門家らに協力と参加を求め、紛争解決のための調査を行い、解決に向けての方法論を編み出すことです。こうした国際紛争を解決するための「文化財に関わる紛争調停・処理委員会（機構）」のようなスキームを設立し、冷静かつ賢明に処理すべきです。現在広がっているような感情的な対立は、東アジアの平和と安全と諸国民の利益を損ないます。

さらに、対象とされる文化財が両国において広く鑑賞・活用できるよう、共同展示を開催したり、相互交流・研究を積極的、意識的に実施すべきです。

互いに尊重し合って、人類共通の遺産を後世に伝えるために、両国の政府の責任者、関係国会議員、知識人やメディアが、対立をおおるのではなく、進んで問題解決のために、対話し、知恵を出し合い、世界の規範となる紛争解決の仕組みやルールをつくり出すことができるように、希望し提言します。

韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議 代表 荒井 信一

c.c. 劉震竜 (ユ・ジンリョン) 文化体育観光相、下村博文文部科学大臣、黄祐呂 (ファン・ウヨ) 韓日議員連盟会長、額賀福志郎日韓議員連盟会長、崔宰誠 (チェ・ジエソ) 韓日議員連盟社会文化委員長、白眞勲日韓議員連盟社会文化委員長、尹炳世 (ユン・ビョンセ) 大韓民国外交部長官、岸田文雄外務大臣、李丙琪 (イ・ビョンギ) 駐日大韓民国大使

2013.11.21. 聯合ニュースより
大韓帝国の国璽など印章9点

米国で押収＝韓国に返還へ

【ロサンゼルス・ソウル聯合ニュース】

朝鮮戦争中に米軍がソウル市の徳寿宮から違法に持ち出した大韓帝国の国璽など印章9点が米サンディエゴで18日（現地時間）、現地の捜査機関によって押収された。韓国文化財庁が21日伝えた。

ロサンゼルスタイムズなど米メディアは米国の税関がサンディエゴで朝鮮時代と大韓帝国の時代に作られたとみられる印章9点を見つけて押収したと報じていた。報道によれば、押収された印章は朝鮮戦争に参加した米海兵隊将校の子孫が保管していた。1950年のソウル奪還の際、徳寿宮で印章を発見して米国に帰国する時に持ってきたものという。当時、徳寿宮は中国共産軍と北朝鮮軍が撤収した後で、ほとんどの文化財が略奪されていたが、この印章は埋まっていたため、手に入れることができたという。

米捜査機関は9月23日、印章9点に関する写真資料などを韓国文化財庁に情報提供し、文化財庁は宝印符信総数をはじめとする関連記録を検討した。その結果、印章9点は朝鮮王室と大韓帝国の印章であることが確認された。韓国大検察庁（最高検）は10月21日、米側に捜査を依頼し、押収が行われた。

押収された9点のうち、「皇帝至宝」は1897年に国号を大韓帝国と改めたことを契機に製作された印章で、高宗皇帝の自主独立の意志を象徴する国璽という点で特に歴史的意味があると文化財庁は評価した。

文化財庁は「国璽など朝鮮王室や大韓帝国の印章は個人で取り引きする性質のものではなく、国家の権威と尊厳はもちろん、韓国国民の自負心と直接関わる国を象徴する遺物という点で必ず返収されなければならない文化財」と述べた。また、「今回の押収を契機に朝鮮戦争の際に米軍が持ち出した文化財の返収のため、関連当局との協力をさらに強化していく」と強調した。

押収物は米国捜査当局の没収手続き（4ヵ月以上所要）を経て、来年6月以降、韓国に返還されるものとみられる。

2014.4.21. 中央日報日本語版より

「日本から盗み出した仏像、戻さなくては…」

国外所在文化財財団・安輝溶理事長

14日に米国が大韓帝国国璽など国宝級文化財9点を返還することにしたとのニュースが伝えられた。オバマ大統領の訪韓にともなうプレゼントだ。嬉しいことだが一方では複雑だ。海外にある韓国の文化財は15万点を超えると推測されるためだ。それでも国璽は不法流出文化財なので返還は容易だった。多くの場合返還ははるかに難しい。外交行事の時にプレゼントされる形で果たして15万点のうち何点を返してもらえだろうか。

2012年に設立された国外所在文化財財団は韓国政府の海外文化財返還公式窓口だ。朗報が伝えられた翌日の15日、財団は分厚い文化財図録3冊を公開した。昨年米国やオランダなどでの現地調査を通じ海外にある韓国の文化財2000点余りを集計した結果だ。

16日に財団の安輝溶（アン・フジユン）理事長に会った。安理事長は「すべての文化財の返収には反対する」と

話した。文化財返収のために作られた政府機関が返収に反対するとは…

— どういう意味なのか。説明が必要だ。

「返収ばかりが能ではないという話だ。海外の有名博物館や美術館に行ってみなさい。中国や日本と比較すると韓国は空間や所蔵品規模で言葉にできないほどみずばらしい場合が多い。そうしたことに胸を痛めながらも、その空間を美しい韓国の文化財で満たし韓国文化を知らせる考えがないならば辻褄が合わない。韓国に持ってくるより海外に置いておくのがより効果的な活用方法になることもあるという話だ。合法的に流出した場合には取り戻す適当な方法はない。フランスが持ち出した外圭章閣（ウヰギョジャガク）図書を見よう。不法流出なのは明白なのに取り戻すのに苦労しなかったか。そうした現実的な困難も考えようという話だ。」

— それではどんな文化財を取り戻さなければならないのか。

「国宝や宝物級、文化財や美術史研究のため必要な場合は返収しなければならない。」

— そのような海外文化財はどれだけあるか。

「全体で15万6000点と推定される海外所在文化財のうち、これまで約20%（3万3800点）に対する現地調査を終えた。ほとんどが合法流出文化財でもある。問題は公式に推定されたよりはるかに多くの海外文化財が存在するだろうという点だ。特に中国にある韓国文化財は相当に多いだろう。『朝鮮王朝実録』など歴史記録を見れば莫大な数が渡っていった。ところが中国は実態調査自体が難しい国だ。結論的に海外文化財の実態把握はまだ五里霧中といえる。」

— 文化財返還において原則があるならば。

「時代と国を問わず文化財と関連した不法行為は容認してはならない。例えば昨年処理問題をめぐり騒がしかった瑞山（ソサン）浮石寺（ブソクサ）の仏像の場合、日本に戻すのが正しいと考える。文化財庁は不法はだめだという原則を守らなければならなかった。原則もなく臨機応変で対応し、韓国司法府は日本側が仏像を合法に流出した事実を証明するまで日本への返還を禁止するという判決を下し、これ以上手を使うことができなくなった。あの判決による文化財分野の被害は甚だしい。日本の文化財界全体が反韓ムードに転じた。返還と関連のない交流行事にも日本の専門家たちは来ようとしない。必ず返還されるべき文化財が今後日本で見つかった場合、韓国政府は言葉に窮することになった。」

— 瑞山市民の文化財愛が誤っていたのか。

「もちろん文化的愛国主義は望ましい。だが、不法にやってはならないという話だ。」

— 今後の財団の活動方向は。

「文化財返収は一朝一夕でできることではない。財団の現在の人材と予算規模では1年に6000点を現地調査することができる。残っている公式の海外文化財12万点をすべて調査するには20年かかる。急ぐことも、大騒ぎすることもやめなければならない。騒がしくやれば文化財は隠れることになる。常識的にだれが韓国文化財所蔵の事実を明らかにしようとするだろうか。長期的で創意的に、そして誠実に推進しなければならない。」

韓国・朝鮮の人々の「悔しさ」について

荒井 信一

2013年1月、文化財返還問題の活性化を促す動きが日韓双方にあった。日本では東京の国立博物館で東洋館がリニューアル開館した。新しく「朝鮮の仏教美術」をはじめ陶磁、朝鮮王朝時代の美術、磨製石器と金属器などの朝鮮から渡来した文化財を集めた展示室が5階に設けられた。私が展示を見たのは4月であったが、注目したのは小倉コレクションからの出品が約240点のうち半分をしめていたことであった（展示物は数カ月ごとに入れ替えられている）。コレクションはかねてから返還運動の有力な対象と考えられていた。一部とはいえ200点を超す所蔵品が一堂に会したことで、コレクションの質の高さが今まで以上に心に刻まれた。

一方、同じときに韓国ソウルの国立博物館では、植民地時代の旧朝鮮総督府博物館から引き継いだ資料の再調査が始まった。調査の対象となったのは、遺跡の発掘報告と図面など603冊26万ページ、写真（ガラス乾板）3万8000枚、土器・装身具などの出土遺物16万点などで、10年計画で調査すると伝えられた（クッキーニュース国民日報2013年1月17日付）。総督府による古跡調査事業の本格的研究がようやくはじまる思いがする。

さらに2月25日には大田地方裁判所が、対馬から2基の仏像を盗み韓国に持ち出した事件に関しそのうちの一基、「観世音菩薩坐像」について、14世紀に倭寇によって原所有者の浮石寺から略奪されたとする同寺の申請（移転禁止仮処分）を認めた。6月に地方裁判所は、犯人2名に実刑判決を下した。10月の高裁判決では実刑判決が下されたので、もう1体の盗品（銅造如来立像）の返還が期待できる確率が高まった。2014年3月末までに窃盗にかかわった全員の刑事訴訟手続きが終わった。事件の証拠品でありながら仮処分決定により韓国の国立文化財研究所に保管されていた「観世音菩薩坐像」をどうするかは4月末までに検察が決めることになっているので、返還の可能性が強まった。

この間、安倍第2次内閣のもとでの領土・歴史認識問題をめぐる日韓関係の険悪化と並行したこともあって、とくに世論・マスコミレベルで感情的な応酬が目立つようになった。

すでに昨年4月、私たちは文化財返還問題連絡会議の名前で「対馬の仏像盗難問題に関する私たちの見解」（2013年4月25日、前号に掲載）をだし、日韓両国の政府責任者、関係国会議員、知識人やメディアに対し、「進んで問題解決のために、対話し、知識を出し合い、世界の規範となる紛争解決の仕組みやルールを作り出すこと」を要望した。

「見解」は、私の予想以上に韓国で反響を呼んだ。まず東亜日報（5月14日付）がオピニオン欄で取り上げた。そして「見解」を「対馬で盗難にあい、日本に密搬入された仏像2点を日本に返還し、韓国文化財返還問題は別途議論すべきだという内容だ」と紹介したうえで、代表の荒井信一について「今年87歳の荒井氏は、1993年に従軍慰安婦に対する軍の組織的介入を立証する業務日誌60点を見つけ出し公開するなど、20年余

りの間日本政府の歴史歪曲に対抗してきた学者だ。それだけに声明の重みが違う」と紹介した。業務日誌を見つけたのは当時私が代表を務めていた日本の戦争責任資料センターの仲間たちであるが、20年にわたり歴史認識問題の解決に努力してきた日本の研究者・市民の業績を重く受け止めてくれたことは何よりも身のしまる思いであった。

東亜日報は、あらかじめ浮石寺の僧侶に電話取材し記事にしていた。同寺のウォンウ僧侶は仏像が浮石寺の所有であり略奪物である根拠を語ったが、当然のことながらその多くは状況証拠であった。そのこともあってか、浮石寺側は「窃盗を擁護するわけではない。観音寺（観音像を盗まれた対馬の寺）が所蔵の経過を示すなら、いつでも仮処分申請を取り消す」と述べたという。この言葉は問題解決の方向を示唆するものでもあったが、東亜日報の記事は「僧侶の声には悔しさがにじみ出ていた」と追記した。私は韓国の当事者たちの「悔しさ」を尊重し理解することを忘れてはならないと思っている。

この「悔しさ」は、植民地主義の克服（過去清算）をいまだに課題とせざるをえない韓国の人々の民族意識に通底するものである。現在、韓国・朝鮮人の民族意識は多様化している。最近の報道でとくにめだつのは、アメリカで韓国系市民が日本軍「慰安婦」の少女像や碑をつくったり、公立学校の教科書の「日本海」を「東海」と表記するように求める運動などをひろげていることである。春木育美（東洋英和女学院大学）はこれらの歴史問題が、様々な背景を持つ韓国系市民が一致しやすい問題だと指摘したうえで、移民の歴史が比較的浅い韓国系市民が本国の経済発展で自らが韓国人であることを肯定的にとらえるようになり、様々な移民が混ざり合っただけで暮らす米国社会での民族意識の保持にきわめて敏感にならざるをえなくなっていると指摘している。とくに「自営業者の多い韓国系市民にとって、州や郡の法律は死活的であり、今回、行政や立法機関に（「慰安婦」や教科書問題で）自らの「政治的な声」を反映させ、目的を達成するノウハウを得たことは大きな成果であった」と述べている（朝日新聞、2014年4月30日付）。

この4月、アジア諸国を歴訪したアメリカのオバマ大統領は、4月25日にソウルで、韓国の朴大統領と会見した際、米政府の保有する大韓民国の国璽等9点の文化財を返還した。これらは朝鮮戦争の時に米兵が持ち去ったものであるが、2011年にナショナルアーカイブスで盗難の事実を記した文書が発見されたことがきっかけとなった。運動は最終的には大統領を動かすことを目標とし、ロバート・メネンデス上院議員を通じて文化財の返還を要請したが、東亜日報（3月15日付）によれば、メネンデス議員は「ケリー国務長官のように影響力のある人物で、韓国人コミュニティが堅固なニュージャージー州の議員」であるという。米国の韓国人社会の声を政治に反映させるノウハウが生かされたというべきか。

文化財返還問題で大きな業績を上げた慧門は、2013年11月ごろに返還されるという知らせと、オバマ大統領が14年上半期に来るといふ話をほとんど同時に聞く。そこで「知らせに接した瞬間、最高のものは最高の人が持つてくるのが格にあう」と考え、渡米してオバマ訪韓時の国璽返還運動を行い、「オバマ大統領の文化財返還に決定的な役割をした」(中央日報4月16日)。

数年前に、あるカリフォルニア在住の韓国系アメリカ人から突然連絡がきたことがある。韓国からの移民であるが、投資家として成功した人であった。彼の自

意識ではあくまでもアメリカ人であるが、最近アメリカの韓国系コミュニティから日本での過去清算運動について話を聞き何かしなければという気になった。日韓の和解のために資金援助をしたいという申し出であった。彼の善意を生かすプロジェクトを考えて何度か話をしたが上手くまとまらなかった。しいて言えば原因は、歴史問題にせよ和解にせよ中国をどうするかについて意見が相違したことであった。最後にはそれぞれ夫人同伴で会食をして別れたが、今であればもっと知恵が出たのではないかと思っている。

「小倉コレクション目録」との出会い

李 素玲

2010年「韓国併合」100年に際して、高麗博物館では、100年の節目に日本による植民地支配の意味を問う企画として「流出文化財」の返還をテーマに展示を行うことになった。そのため2008年からは韓国へのフィールドワークを行い、ソウル中央博物館、公州博物館を尋ね、調査をした。この展示は2009年～2010年にかけて、結構反響をよんだ。国内では韓国への修学旅行予定の高校から事前学習に見えたり、韓国からも来客が見えた。その時の来客の一人がヘムン・スニムであった。それがきっかけでその後、2010年の「朝鮮王室儀軌」返還運動へと私もかかわることになった。

私の「小倉コレクション」との出会いは、そこから始まったと言える。

小倉コレクションは小倉武之助の個人的収集品である。小倉武之助は植民地期からコレクターとして名声は高く、1920年代の慶州を中心とした金冠塚に始まる古墳発掘の最盛期に、すでに多大な芸術品を所蔵していた。戦後の日韓会談での文化財問題が論議された時も、冒頭から個人所有者としてその文化財の返還が求められていた。これは韓国側の一貫した主張でもあった。その後も「文化財問題」の書物にはかならず「小倉武之助收藏品」は不法流出の文化財として登場している。

しかし「小倉コレクション」は日韓会談ですでに問題として取り上げられ、文化財問題は社会的に、文化的に、政治的にもさまざまな形で論じられてきた。それでもその内実はいまいである。具体的に何をして「不法文化財」とするのか。具体的に目録による把握がなされてこなかった。日韓条約締結の前年1964年、小倉武之助は死亡、小倉コレクションは子息に引き継がれ、1965年の日韓条約の締結では文化財問題はあいまいな形での決着となり、未解決の文化財問題として残ってしまった。人々の関心も遠ざかっていった。ただ韓国側の日韓会談での文化財専門委員だった黄壽永・李弘植氏らが、その無念のおもいから黄壽永氏は『日帝期文化財被害資料』(1973年)を、李弘植氏は『在日韓国文化財備忘録』(1964年)を書き残している。これも一部のみに知られたのみである。日本側の書籍ではほとんどあつかわれていない。そして81年に小倉保存会は解散となりコレクションは「東京国立博物館」(以下「東博」と略す)に一括寄贈され「東博」所蔵となる。

日本では82年に「小倉コレクション」大展観が開催され、同時に作成された目録には、その緒言に、「類のない素晴らしいものである」と評価されている。そして総1110点のうち、580点が考古資料という特性のべられ「東博」の朝鮮美術品の骨格をなすと言われている。だがその来歴、出土地に関する事、入手の経緯などについては言及していない。その点では「東博」は目録作成の仔細についての一切を伏している。近年、私たちが文化財問題を植民地支配の未解決の課題として問題とするにおいても、「小倉コレクションの来歴」を調査するには「事実不明の壁」が立ちふさがり、一向に事実関係が見えてこなかった。

しかし徐々に日韓会談文書が開示されてくるにつれ、日韓会談の進行状況と論点の対立・確執等が少しずつ明らかになってきた。その最中での「文化財問題」への接近であった。丁度、2010年の「韓国併合」100年の歴史認識が問われていたとき、知人である古書を扱ってられる大石忠雄氏から「必要とする人に使っていただきたい」とのメッセージと共に数冊の小倉武之助関連の本を贈られた。その中の小さなA5判のガリ版刷りの冊子が「小倉コレクション目録」であった。冊子は半世紀も前につくられ紙質も悪くすでに変色・劣化していた。10枚の写真と102ページに過ぎないが、まさに貴重な小倉自身の手になる資料であった。これが「小倉コレクション目録」との出会いであり、それから私の最大の関心は「小倉コレクション」となった。

目録にはぎっしりと書きこまれており、行を追っていくと「開けてビックリの玉手箱」のようである。思わぬ事実の発見に驚かされるが多々あった。

当時日韓会談における韓国側の文書から文化財関係の文書が開示され、そのなかの1958年の黄壽永の報告書から当時日韓会談において小倉武之助所蔵品に関する2つの目録を入手したとの記述がみられた。

- ① 1953年調査、1954年編集「小倉家 家蔵美術工芸・考古品目録」(以下、『家蔵目録』とす)
- ② 「小倉コレクション目録」(1957年末、今年初に作成されたと推定)(以下、『小倉目録』とす)

1954年の『家蔵目録』と、1957年末から1958年初にかけて作成とされる目録、正に私が大石氏から頂いた『小倉目録』である。この目録は「小倉コレクション保存会」が結成され財団法人となるための手続に必

要であったことが明らかである。なぜ、財団法人化しなければならないのか。日韓会談の進行とどう関連するのか。このことから多くの疑問が生じた。81年に「保存会」の解散と同時に「東博」への寄贈において「東博」は「目録」作成において一連の資料をも受け取ったはずである。東博作成の『寄贈小倉コレクション目録』と、保存会時期の『小倉目録』とは内容において相違はあるのか。いずれにせよ、「東博」は多くの事実を「不明」としながら『寄贈小倉コレクション目録』を作成したのではないだろうか。

■『家蔵目録』について

『家蔵目録』についてはこれまであまり知られていない。

先年、私は京都大学の図書館にて実物を閲覧したが、昭和28年(1953)調査、昭和29年(1954)編集、72ページの謄写版刷りの素朴な目録である。906点のうち朝鮮関係は895点である。日韓会談(1951年)の開始と共に文化財が論議され、朝鮮戦争の休戦と共に日韓会談が本格化してくるに合わせ所蔵品の整理が始まったと思われる。その中心人物は榎本亀次郎だったことはすでに確認されている。榎本は朝鮮総督府博物館で活躍した人物であり、①では昭和28年の5、6、7の3か月にわたって調査写真撮影を完了したとしている。分類は時代別、物件別として、物件別には下欄に時代を記すとした。さらに出土地については不詳のものには三国時代と一括している。このように時代、出土地は確定的ではないとしながら、不明なものは下欄に注記するとしている。千点に近い906点の物件の判定を正確に行うことは難しいとし、誤りもあり、改定の必要を記している。下欄には重要な記入がみられる。入手時の箱書きがそえてあったり、エピソードなどもみられる。たとえば、このことは東博の研究者が「論文」の作成において出土地をこの「榎本」製作目録を参考にしたと書いている。②は日韓会談の記録にも表れているように、1958年に「小倉所蔵品」の財団化認可申請のため作成されたようである。①が手作りのガリ刷りの応急の目録であったのに対し、②は謄写版による6ページにわたる国宝・重要美術品の写真10枚を添えた実質102ページにわたる「小倉コレクション目録」である。明らかに「コレクション」という概念に基づく保存会の財団化への準備である。ではこの目録は誰によって作成されたのか。1958年(昭和33年)は、まさに日韓会談で「小倉所蔵品」が論議されていた。個人所蔵であっても最大の文化財所蔵であるということで注目されていた。その時、保存会を作り、財団化が模索され、昭和27年から整理のため目録作成が始まり28年に手書きガリ刷りの目録が出来上がっている。そして日韓会談での文化財論議が本格的に行われた昭

和33年(1958)に、しっかりした目録が作られたとみられる(1958年7月の記録に本年初めに作成されたと推定されるという記述あり)。当然、目録には植民地朝鮮考古学にくわしい、考古学者の協力が必修である。①では榎本が参加しており、②にもそのかわりが推測される。さらに1961年の日韓会談記録11月28日にも「榎本さんが小倉コレクションの管理委員」とされており、日韓会談での実質的交渉部署である文部省外局の文化財保護委員会にも信頼されている榎本亀次郎が登場する。韓国側の専門委員である李弘植から「小倉氏の所作については榎本氏が(現在奈良国立文化財研究所)が通じておられる」と述べたと記録されている。たびたび登場する榎本が深くかかわっていたと思われる。

榎本氏の経歴は、総督府の職員として30年代以後の発掘に参加し、多くの発掘論文を発表している。1958年(昭和33年)の『国立博物館ニュース』5月1日号に「博物館人さまざま」に榎本亀次郎(号、杜人)が紹介されている。彼はいわゆる帝大出身の「総督府考古学者」とは異なり苦学の人である。同時期に京都大学の梅原末治研究室からも有光教一助教授が1953年、54年に数回習志野の小倉宅を訪問、コレクションの遺物を一点一点ずつ撮影、実測、記録づくり、調査したという。榎本と有光の調査編集時期が重なっている。この企画は小倉側の財団法人を設立して収集品の散佚を防ぎ公開したいという目的であり、1955年(昭和30年)には実現し小倉自ら理事長に就任した。

そして榎本は60年代日韓会談での「小倉論議」最中は「奈良文化財研究所」勤務であり、1970年死去されている。さらに②の目録が、考古学者のだれの協力のもとに作成されたかは明確ではないが、榎本作成の①の下敷きがあつて、できたことは明らかであろう。それでも②は①よりも小倉氏個人の考え、思想が明確に反映されている。この冊子の諸言の中で「古代の日鮮関係」について11ページにわたり、その考えをのべている。「余は史学、考古学に関しては一介の門外漢に過ぎないが、ただ多年にわたり趣味嗜好の赴くままに、随時随所に蒐集した朝鮮の出土品や、前後四十年に及ぶ朝鮮生活の見聞から推して、古代日鮮の関係について、一連の機能的臆見を抱懐するに至った。」と記述している。

■小倉武之助の「古代の日鮮関係論」

小倉武之助は日本民族の起源を記紀古典からひも解きながらも、「小倉コレクション」に含まれている遺物から説明している。日本列島には先住民族のあとに、主に日向高千穂付近にはインドネシア系、南洋土人がやってきた。その酷似性は 皮膚の色、頭髮のちじれ、家屋の構造、茅葺切妻屋根、千木・鰹木、大弓、六尺禪、



『儀軌一取り戻した朝鮮の宝物』^{ヘムン} 慧門(朝鮮王室儀軌還収委員会)事務総長)著
李素玲訳、東国大学校出版部刊 1,800円(送料180円)

1922年、朝鮮総督府が強奪した「明成皇后国葬都監儀軌」を2011年、日本宮内庁から取り戻すまでの韓国民間団体による海外文化財返還運動に関する最終報告書。返還運動の先頭に立ってきた著者が振り返る返還運動の経過と背景とその思想。今後の課題についても考察、問題を提起。●会員は送料無料。申し込み先。⇒ Fax03-3237-0287 ☎ 03-3237-0217 E-mail: kultural_property@yahoo.co.jp

注連縄にみることができ。これに対し、出雲地方は朝鮮半島からの朝鮮人渡来の足溜まりであった。原始日本人が朝鮮人と同一種族であったかどうかはべつにしても、多くの人と文物が、即ち朝鮮半島を経て渡来している。たとえば、重要美術品に認定されている先史時代の慶州入室里出土の「クリス形銅剣」が出雲大社の下において出土した。これは前漢以前に中国で製作され、朝鮮を経て日本に到来し出雲に埋没した物である。その他にも日本固有のものとは見なされていた勾玉が慶州の金冠塚にて大量に発掘された（チベット崑崙山麓出土の翡翠）。古任那により海路金海をへて運ばれ日本へと到来したものである。小倉コレクションに占める任那遺物は253点で、考古遺物の半数を占めている。

『日本書紀』によればササノオが高天原にアマテラスを訪ねる際に「珍宝たる勾玉を献上」したとある。これが日本最初の勾玉に関する記述で、羽明玉（ハアカルダマ）によって進上された。「羽」という姓は同音の「禹」で、明玉という名は朝鮮ではありふれた名前、朝鮮人羽明玉という者であるという。

そして所謂「三種の神器」と言われる（勾玉・鏡・剣）ものが、いずれもコレクション遺物に含まれていることを説明することで「いずれも朝鮮渡来の品である」と実証している。

- ・勾玉については上述のとおりである。
- ・鏡については「コレクション」の重要文化財として慶尚南道出土の古鏡あり「銅製多紐細文鏡」（重要美術品）は「八咫の鏡と同時代にあらざるや」と小倉は解説している。
- ・「叢雲の剣」、漢時代以前の銅剣・銅鉾は南朝鮮から出土している。

公式には欽明天皇の時代に百済王が仏像を献上、それ以前に王仁が千字文を献じる滔々と流入した朝鮮文化の上に浮かぶ古代の人の交通、文化の交通がいかに遠く深いか想像に余るとしている。

やがて出雲の朝鮮系と日向の南洋系の間に勢力争いが起きる。

出雲の敗北により五十田狭の小汀（稲佐の浜）で日向に出雲の大国主命が降伏したのが、「国譲り」で、出雲大社は朝鮮系の氏神宗社である。しかし負けたはずの朝鮮系文化が夥しく残った。出雲に集まった出雲族は、朝鮮東北や沿海州南部からの渡来者で、ツングース系の女真族（黒水靺鞨）であるが、かれらは美人系として有名である。

- ・日向系と出雲系の接触において「国譲り」によって出雲へ出向いた日向系の男性が「ミイラ取りがミイラとなり」帰ってこない。
 - ・神無月（十月）には全国から神々が出雲にあつまるといわれる。一種の絶大なる勢力を有している。
- 出雲の縁結びの神の伝説となっている。

たとえば

- ・家屋の様式は南洋風であり、防暑通風、オンドル装置なし。

これは家屋を建てるのは男の仕事なので、南洋風になっている。

・言語がツングース特有の膠着語であるのは、子供は母により言語を学ぶから、と説明している。

・服装、杵も朝鮮式

中世の女性の市女笠、被衣は朝鮮王朝でも用いられていた。

即ち、日向男に出雲女が日本民族の根幹をなしている、と考えている。

おわりに、「日本の古代史の中には、朝鮮の発掘品や古美術を拠所として、はじめて明らかになしうる部分が意外に多いのに驚かされる」とのべている。

「敢えて古美術品といわず、朝鮮の古器古物をできる限り系統的に整備保存することは、日本の古代史を闡明するうえのみならず、極東ツングース族文化の研究に貢献する以所である、しかるに図らずもこのたびの変に遭い、これを収束する間もなくその大半を遺失したことは、遺憾に耐えない」としている。

小倉コレクションの特性は、総数1110点のうち考古遺物が580点をしめ、そのなかでも任那関係だけでも253点であることから、その内実がうかがえる。

これが小倉武之助の日本と朝鮮の関係を語る古代史観である。これは正に植民地期の朝鮮統治思想であり、総督府史観そのものである。

しかも戦後1958年代に、戦前の古い植民地史観をそのままくりかえし、かつての「日鮮同祖論」、任那説による古代朝鮮の属国説により、日本古代史闡明のために貢献するとした。日本国内では天皇制のため古墳等の発掘には制限があり、朝鮮では総督府統治下により、その制限は無きに等しいので、自由にできることを意味していた。そしてそこから発掘された出土品は日本国内へと持ち込まれていた。その意味でも朝鮮での発掘の成果は日本国内よりも、技術的にも進んでいた、と朝鮮総督府博物館をリードした藤田亮策は考えていた。そして、それが朝鮮考古学の貢献でもあると自負していた。植民地支配を肯定するものである。

■東京国立博物館東洋館

2013年1月2日の東京国立博物館東洋館のリニューアルオープンが期待されていた。

戦後、ずっと挙論されてきた文化財返還の主要な目標である小倉コレクションがどのように展示されるかという期待でもあった。

東京国立博物館は1872年「文部省博物館」として開館以来、130数年の歴史を持つ日本最古・最大の国立博物館である。特に日本と東洋の文化財を収集展示するその収蔵個数、内容の質の高さ、日本が世界に誇る博物館である。そのため東洋館は戦後アジア関係、周辺諸国の文物、古代から現代へと内容においても多様な質の高さを誇っている。戦後、開館した東洋館は近代のアジア諸国との関係、そんな関係性の中でアジア諸国の収蔵品を大量に展示することでアジアとの関係、友好が問われる。ことに東アジア諸国との関係、侵略戦争との関係の問題が、略奪文化財の問題として

関心を集めている。博物館の収蔵品は、博物館独自のみならず多くの個人コレクターの寄贈から成り立っている。特に朝鮮半島との関係において、その侵略と関連して植民地下においての略奪文化財の問題が今日も論議されている。寄贈コレクションの出処、コレクションの経緯等が問われることになる。小倉コレクションと呼ばれる寄贈の内実についてはあまり知られていない。しかも有名なコレクターであり、その内容からして有数なものであるにもかかわらず、実質的には博物館側の紹介が全くされてこなかった。

それはおそらく「小倉コレクション」の不法性が論議され植民地支配問題と関連して略奪文化財の象徴として論議されてきたことによるものと思われる。実際に寄贈された博物館では、その形成の経緯、日本への搬出の経路が不明にしたままそれについて触れることもなく来ている。

いまその事実を究明することが必要である。

殊に、コレクターの意識、史観も大事である。コレクターがどのような意図のもとに収集したかは重要である。

例えば、下記の例に見るように、李朝時代の遺物に『家蔵目録』と『小倉目録』とでは同じ品目の記述に違いがみられる。それは備考欄への書き込みである。

Aの作成から数年後に小倉自身の編によるB「小倉コレクション目録」ができる。時代区分も備考欄の註書きもほとんど似ている。しかしB「小倉コレクション目録」の方がより具体的書き込みとなっている。

Aでは備考欄はほとんど「なし」である、ただの品目だけでは何の意味なのか分からない。Bでは備考欄の書き込みで李太王（高宗）の服飾であることが分かる。そしてなぜ王の服飾が個人のコレクションに在るのか不可解である。ではAはなぜ書き込みをしなかったのか。知らなかったから、または余りにも無法な内容なので遠慮した、恐れ多かった、からかもしれない。

A 『家蔵目録』		B 『小倉目録』	
品目	備考欄	品目	備考欄
上衣	なし	上衣	李太王所用品
長衣	なし	長衣	李太王所用品
女子装束	なし	女子装束	李王妃所用品
紫地絹冠	なし	紫地絹冠	李太王所用品
深沓	なし	深沓	李太王所要品
金銀装甲冑	李王家所伝	金銀装甲冑	李王家伝来
漆十二角膳	伝乾清宮所在 なし	漆十二角膳	伝乾清宮所在 志士閔妃殺害の後、室にありしを 持ち来れりと云う。

Aの作成に関わった榎本は書くべきではないと考えたかもしれない。理事長でコレクターである小倉武之助からすれば、朝鮮国王の所用品という骨董品としての価値からみても書き込みではないだろうか。

また朝鮮王妃を暗殺したものは志士であるという考えからすれば、その居室から膳を持ち出したことは賞賛に値すると考えたであろう。

しかし、それは明らかに不法と言えるものである。

『小倉コレクション目録』は、開かれた「びっくり箱」

である。驚きの事実や、古代の貴重な遺物が語る事実にも注目せねばならない。考古遺物は単に一国の歴史、文化に関係するだけではなく古代の東アジアの相互関係を語ってくれるものであり、そこに意味があると考ええる。

そのためにも「東博」には、「小倉武之助収蔵品」から「小倉コレクション」への移行に伴う情報、事実関係の公開が求められる。

目録は多くのことを語ってくれる。

韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議の歩み 2013～2014

2013年 6月22日	第3回総会・報告会	11月30日	柳勝優(写真右)・鄭柄國(左)議員が大倉集古館訪問、五重石塔視察(金昌鎮氏ら同行)
6月28日	利川五重石塔還収委来日・懇談	12月22日	慧門師と懇談
6月29日	年報2号(7/1付)発行	12月25日	利川五重石塔還収委来日・懇談
8月10日	連絡会議	2014年 1月14日	連絡会議
9月14日	連絡会議	2月22日	連絡会議
10月19日	連絡会議	3月4日	利川五重石塔還収委来日・懇談
10月23日	利川五重石塔還収委来日・懇談	4月2日	連絡会議
11月3日	日韓文化庁長官・文化財庁長に提言	5月3日	連絡会議
11月23日	連絡会議		



報告 文化財関係の日本側外交資料公開状況について (2)

—日韓会談の文書公開を求めた3次訴訟判決を前に—

李 洋秀

1. 証人尋問で結審、判決日は7月25日

日韓外交正常化交渉(日韓会談) 関係文書の開示請求公開を求めた裁判のこれまでの経緯については、創史社者刊の共著未解決の戦後補償-問われる日本の過去と未来』に納められた拙稿¹⁾に詳しいので、それを参考にして欲しい。この原稿は文化財返還問題の年報なので昨年以降、どのようなものが新しく開示されたかを、解説してみたいと思う。

裁判の3次訴訟は2012年10月11日東京地裁で歴史的な勝訴判決²⁾を勝ち取ったが、これに対し国(行政処分庁外務大臣)側は全面控訴ではなく、一部を控訴³⁾して来た。その控訴審も今年3月13日の国側、外務省北東アジア課小野啓一課長の証人⁴⁾尋問と同3月26日の求める会側共同代表太田修同志社大学教授の証人尋問で結審し、判決日は7月25日と決定した。この年報を今ご覧になっている方は、もうその結果を知っている筈なので、この文で控訴審の判決について予め言及するような愚は避けたい。ただどちら側が勝っても最高裁まで行くことはほぼ間違いないので、今現在まで開示されて来た状況について報告しようと思う。

上にあるように地裁の判決に対する控訴は一部に対してだったので、控訴審で争う部分を除き、多くの文書を2013年1月29日付、3月29日、4月1日付で開示して来た。その分析は昨年⁵⁾の年報に書いた。

判決の開示命令を拒否して控訴して来た54の文書は大きく別けると、主に請求権関係(恩給や年金等の具体的金額や根拠)、文化財関係(大学の図書館や博物館所蔵の韓国・朝鮮由来文化財や書籍の目録や評価等)、竹島関係、その他(相方に対する罵倒や悪口等、上のカテゴリーには分類できないもの)に分類できると思う。その内、文化財関係は19もあり、全体の3分の1以上を占める。どれだけ外務省側のガードが堅く、また神経質になっているかが良く分かるだろう。

なぜそこまで頑なに隠したいのかという理由だが、小野課長の陳述書によれば「韓国側が日韓会談時に我が国が寄贈の対象としなかった文化財等について再度返還を求めてくる可能性も否定できないことと、「北朝鮮がわはそうした情報をくまなく収集し、将来の日朝国交正常化交渉の際、我が側に対して、当該情報に基づき、極めて詳細にわたる要求を突きつけてくるのが容易に想像されます」とある。

2. 小出し、小出しに開示してくる外務省

同じ文言を重複するのは礼儀に反するかも知れない。しかし敢て重複してまで強調したいのは、外務省の開示する姿勢とその内容が余りに杜撰だからだ。上の1、3、4月の開示に続き、11月26日付と今年の3月24日付で、外務省はまた文書を少しずつ小出しに(もう3回目…)開示して来た。3月に分については後述する。

11月の開示で文化財に関するものとしては、文化財返還

に対する日本側の姿勢等、内部的な考え方と1965年協定締結時に寄贈(返還ではない)された東博所蔵の伊藤博文関係陶磁器の購買価格等が主だ。

具体的には返還対象としては、文書番号1598「請求権問題の問題点(案)1958.3.25条約局」5頁「財産権問題に関する基本方針案1958.3.31」で「容認し得るもの」として「所謂文化財に付ては無償にて運び来たものは無償にて、有償にて運び来たものは対価を支払わしめたる後これを返還する」とある。文書番号576「文化財問題の解決方針に関する件(討議用資料)1962.2.14北東アジア課」11頁「将来個人所有の文化財についても、その自発的意志により、もしくは、政府の買上げ措置により、韓国側に引渡す余地を残しておくことが適当ではないかとの議論もあるが、他面、かりに抽象的な表現であっても、将来にわたる何らかのコミットメント、ないし道義的責任を負うことには可成りの問題があると思われる」や、同文書「日韓会談全般の文化財問題の今後の進め方について(未定稿)1962.2.24北東アジア課」16頁「わが方は、文化財を義務として返還するいわれはないが、国交正常化を慶祝する意味である程度のもを贈与することを考えているのに対し、韓国側は、これらの文化財が日本にあること自体が不法不当であるから返還を要求するのであって、頭を下げてまで貰いたくないという態度を基調としているので、この原則の問題について双方の意見が一致することはまずあり得ないであろう」等の表現が目される。

文書番号1599「日韓財産権問題の処理にあたり検討を要する問題点1958.11.17」の4頁の墨塗りと「次頁以下2頁「不開示」が開示されたが、新規に開示された4～5頁の請求権関係資産額は依然墨塗りであり、新6頁の文化財関係は「朝鮮総督府(古跡研究会)の調査発掘事業により発掘され…現在国有となっている」慶州邑出土品と梁山面出土品を「韓国政府に贈与する」という内容が明らかになったが、これらは今も東京国立博物館に展示されていることは周知の事実である。また最後の2行が依然墨塗りなので、余程隠したいことが書かれているのではと、疑心暗鬼にならざるを得ない。

また文化財の価格や評価はこれまで殆んどがひた隠しにされて来たが、1965年協定締結時に寄贈された伊藤博文所蔵の陶磁器を1907年に帝室博物館が購入した価格がすべて墨塗りだったが、今回初めて開示された。文書番号596「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明資料」2～15頁。品名は「白磁托及壺、白磁小碗、青白磁盒子」、館有時価格「50円、20円、10円」と続くが、100年以上も前のことで、何の参考にもならないと思うのは私だけだろうか？ また1934、35年に今井田清徳から購入した「頸飾」や「金製釧」等は2500円もして、1949年広田熙から購入した「緑釉骨壺」は48,000円とあり、物価の違いをまざまざと見せつけるだけである。

3. 控訴審の争点まで開示したら、判決は一体どうなるのか？

3月13日の小野課長の証人尋問の舌の根も乾かない3月24日、外務省は12の文書を開示して来た。

ここには控訴審で争っている文書番号385「河合文庫中官府記録目録」、同587「東洋文庫所蔵の韓国書籍について」、同1116「寺内文庫現状」が含まれていて、本当に驚かされた。

ただ同583の19頁以降「韓国書籍、美術工芸品調査依頼の件1952.7.29」に対する各図書館の回答、26頁市立米澤図書館「朝鮮板(ママ、版では?)書籍目録」は完全に墨塗り、国会図書館一般考査部所蔵の「朝鮮関係史料」は28頁以下11頁不開示のまま、「蓬左文庫所蔵朝鮮本目録」30～40頁は「評価見込」と「備考」が墨塗りで、とても「開示された」と褒められるようなものではなかった。

また同584でも「蓬左文庫所蔵韓国図書目録」は、18～27頁で「原(旧)蔵者および入手経路」がすべて墨塗りである。

ところがこの15頁が開示される前は、14頁の「韓国出土品の調査に関する件 東京大学(1953年)の頁の下辺に次頁以下5頁不開示」とある「次頁」であって、誰がどう見ても「東京大学所蔵の文化財目録」にししか思えない。一体どうしたら、「東京大学の目録」の中味が、「京都大学の目録」の中味と想像できるのか？

逆に言えば「京都大学の目録」ということ自体が、墨塗りで隠蔽してある部分なのだから、控訴理由書や陳述書に「京都大学の目録」と記載すること自体が、不開示部分の開示になっていたのだ。

この15頁は「京都大学文学部陳列館所蔵韓国出土遺物」の目録だが、表題と項目だけが開示され、「品名、数量、出土地、受入年、入手経路、購入時の代価」等、中身の全てが墨塗りである。またこれは控訴審の「通し番号1-81、不開示部分①」で、「京都大学が所蔵する文化財の目録である。」と控訴理由書7)125頁や小野課長の陳述書8)の7頁にはある。

さて問題の文書番号385「河合文庫」である。去年の年報で予告した通り2013年7月19日、待望の「河合文庫」の実物閲覧が実現した。京都大学の水野直樹教授の紹介で、「求める会」からは私と吉澤、太田の共同代表、「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」からは李素玲高麗博物館理事、森本和男千葉県教育振興財団上席研究員の二人の計五人が現地集合した。

結局、現場に行行って判明したことは、「河合文庫」の半分くらいはマイクロフィルム化されており、マイクロフィルム化されたものの現物閲覧は不可能だった。でも逆にそれらの複写は容易という。

また驚いたのは京大が公式に使っている「河合文庫」の目録は、大学で独自に作ったものではなく、千教授が1992年に京大で調査し、韓国で発行した『海外典籍文化財調査目録-河合文庫所蔵韓国本』9)を、そのまま使っていた

事実だ。千教授の研究成果がそれだけ立派だったともいえるが、自らの力で目録すら作ろうとしない京大に、「河合文庫」を管理する資格があるのか、すら疑問に感じる。

もっと驚いたのは前記小野証人が、「日本が日韓の交渉、(19)65年に至る交渉の中で、どのような文化財の引渡しの可能性を検討していたか・・・日本側の、まあ、選考基準と言いますか、そういうものを推測させる非常に重要な手掛かりになり得ると考えるので、「将来ありうるべき日本と北朝鮮の間の交渉にとっては、不利益を生ぜしめるものと考えて」いるから、開示できない、不開示処分が正しい2)と陳述した舌の根も乾かない内に、突如一変して「全面開示」である。そもそも各大学や公共の博物館、図書館が、60年も前にまとめた目録を隠蔽する権限が外務省にあるのだろうか？

控訴審で一番の争点として押し出して来た、象徴のような「河合文庫中官府記録」を全面公開して来た以上、もうこれは控訴審の対象から外れた。残りの墨塗りや不開示が争点になるのだろうか、この開示が私たちの運動の成果と誇るより、無駄な遊びに付き合わされたと虚しさを覚えるのは、私だけではないだろう。それでも『特定秘密保護法』等、異常な方向に舵を切るこの国の情報公開に、「少しは寄与した」と言えるだろう。

注

- 1) 190～207頁「疑問多い日韓条約での解決済み-日韓会談の文書公開と情報開示」
- 2) 平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件
- 3) 平成24年(行コ)第412号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件
- 4) 乙A第527号証2013年4月26日付 小野課長の「陳述書」
<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/saiban/3ji/koso/ono-tinjyutusyo.pdf>
- 5) 甲第166号証2013年10月22日付 太田代表の「陳述書」
<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/saiban/3ji/koso/ota-ikensyo.PDF>
- 6) 当会の年報2013の13～14頁、拙稿「報告文化財関係の日本側外交資料公開状況について-日韓会談の文書公開を求めた3次訴訟で勝訴判決は得たものの・・・」
- 7) 平成24年(行コ)第412号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件、3)と同一
- 8) 東京高裁平成24年(行コ)第412号第3回口頭弁論速記録7頁
- 9) 1993年8月韓国書誌学会発行
- 10) 東京高裁平成24年(行コ)第412号第3回口頭弁論速記録7頁

『日帝期文化財被害資料』日本語版 ファンション イーヤンス イーソリョン 黄壽永編 / 李洋秀・李素玲 共訳・補編

日韓会談文化財返還交渉で代表委員を務め、日本に返還を強く主張した韓国美術史研究の第一人者が20年の歳月をついやして完成させた貴重な資料集<李亀烈著『失われた朝鮮文化』(新泉社刊)南永昌解説から>。1973年にガリ版刷りで200部だけ限定発行された貴重な資料集を完全復刻、日本語に翻訳。引用資料も再検証、追補。(B5版・縦書・163頁)

●送料込・カンパ一口1,000円で希望者に頒布中。申込先⇒Fax03-3237-0287 E-mail: kcultural_property@yahoo.co.jp

書評

小野勝年・日比野丈夫『陽高古城堡—中国山西省陽高県古城堡漢墓—』

東方考古学叢刊 乙種第八冊、六興出版（1990年7月）

五十嵐 彰

「中国山西省・陽高古城堡の漢墓は人骨とともに玉匣、羊形鎮子、戈の柄頭、石突など類まれな多彩な副葬品が出土し、世界的な注目を集めた。1942(昭和17)年東亜考古学会により漢墓としては当時初めて本格的な発掘調査がなされたが、半世紀を経てその全貌を公開する画期的な報告書が完成した。」1990年6月『六興出版だより』

1942年に発掘された調査資料が、48年後に報告された。報告書の刊行を告げる文章が述べるように、調査から「半世紀を経て」刊行された「画期的な報告書」である。そこに至るには、様々な事情と関係者の思いが込められていることだろう。こうした意味で、本書は考えるべき事柄を多く孕んでいる。

本書が報告する発掘調査については、既に「北支」と蒙疆考古学」という見出しのもとで事実関係が紹介されている(坂詰 秀一1995「続 日本考古学史拾遺 -「大東亜共栄圏」の考古学-」『立正大学文学部紀要』第11号:8-10頁、後に1997『太平洋戦争と考古学』吉川弘文館 歴史文化ライブラリー 11:131-135頁に所収)。

本書が報告する発掘調査に関連する文献は、本書の他に以下の3点がある。

日比野 丈夫 1943年7月「蒙疆陽高縣の古墳調査に就いて」『蒙疆に於ける最近の考古学的発見』大東亜学術叢誌1、大東亜学術協会、大和書院

水野 清一・小野 勝年・日比野 丈夫 1943年12月『蒙疆陽高縣漢墓調査略報』大同石仏保存協賛會・陽高縣史蹟保存會、大和書院

小野 勝年・日比野 丈夫 1946年10月『蒙疆考古記』星野書店

こうした資料を確認しながら、本書に至る報告者の認識について考えたい。焦点は発掘調査そのものではなく、調査前(調査の動機や目的)と調査後(出土した資料の取り扱い)に関する報告者の認識である。以下本書(小野・日比野1990)からの引用については、頁数のみを記す。

*調査の動機・目的

冒頭「序説」と題された箇所において、以下のように記されている。

「われわれがもしこの地域に関して、生きてまことの認識を得ようとするならば、このような地理的・歴史的事実を明らかにすることが必要である。だから過ぎ去った昔、この地方において人びとが営んだ歴史的な活動を知るということは、それが単なる知識にとどまるのではなく、常に現在を知るためのものであり、さらに未来を洞察するものでなければならない。大同の石仏や、八達嶺の長城は、この際、歴史を如実に語ってくれるものなるが故に貴い。そうした偉大な史蹟でなくとも、先人の残した歴史的記念物は、それがこのような認識

の最もよき手段なるが故に価値があるのである。まことの価値あるものは、これを保存し保護することが必要である。これが後人の義務である。しかし、歴史的記念物がいかに現在を知る重要な手段であるとしても、それはその実態が明確にされての上である。その実態を把握し、過去に対する正確な知識を獲得することは、時には保存・保護よりさらに重要なのである。

1942(昭和17)年秋に行なわれた陽高県古城堡における漢代古墳の調査は、実に上述のような趣旨に基づいて行われたものである。ただ深く閉ざされた神秘的姿をあばこうとする好奇心をもって出発したものではない。人心の最も奥深い根底から発した真摯な探究欲から出ていることはいうまでもないところである。(中略)

今回の調査は実にこの実態を明らかにして、それによって過去の歴史を構成すべき活資料を供するとともに、その結果を通じ、あるいは調査そのものを通じて、現状の認識になんらかの寄与をなさんとして試みられたのである。(1-2頁)

「現在を知り「未来を洞察する」ために「過去に対する正確な知識を獲得する」すなわち発掘したのだという調査の目的が記されている。また「ただ深く閉ざされた神秘的姿をあばこうとする好奇心をもって出発したものではない」との断り書きも付け加えられている。一般的な調査では、このようなことは記されない。なぜならこのようなことは、記すまでもない当然のことだからだ。しかしそうした当然のことをなぜあえて記さなければならなかったか、その理由について考えてみたい。

発掘が終わって約一か月後に「この事業を少しでも早く学界に知らせたかったため」(255頁)に京都で開催された講演会では、以下のように語られていた。

「何故かういふところの発掘をやつたかといふことを少しばかり申しますと、昨年の秋に萬安縣の古墳が、東方文化研究所の大同石佛の調査をやつてをられました水野さん長廣さんあたりの手で発掘されました。随分いろんな珍しいものが出て、この邊一帶にセッションを起したのであります。その結果、陽高の方にもかういふ古墳があるから一つ掘つてみたらどうか、といふことを當時縣の参事官であつた田村といふ人が提案されたのであります。それでは面白いから一つ掘らうぢやないか、といふことになりました。

その仕事は主にどこどこでやつたかといひますと、晋北政庁の肝煎りで出来た大同石佛保存協賛會とそれから陽高縣の史蹟保存會といふものであります。それは晋北の各縣に皆自分達の郷土に対する古い文化に愛着を持ち、郷土愛の精神を養はせたいといふので、古い史蹟とか、古物といふものを保存する、さうして自分達の古い文化を回顧する、さういふ會を作ること

はどうしても時局下大変有意義なことであつて、それは一般の住民の宣撫にもなる。こんな意味で、晋北政庁の文教科にずっと以前我々からも提案して貰つたのでありますが、その一つが陽高縣の史蹟保存會なのであります。これと石佛保存協賛會との両方が合作しまして、これを掘るといふことになりました。」(日比野 1943: 8-9 頁)

「帰朝後間なくなほ興奮のさめやらぬ両氏によつて語られた報告は、なまなましい体験談に満ちてゐる」(大東亜学術協会 1943「例言」『蒙疆に於ける最近の考古学的発見』2 頁)とされた文章では、「蒙古政府」(同)あるいは「晋北政庁」という植民地政府機関が現地「住民の宣撫」のために「郷土愛の精神を養はせたい」として作られた地元組織を前面に押し出しつつ、「縣の参事官」である植民地行政官と「我々」である京都帝国大学東方文化研究所あるいは東亜考古学会が協力して「面白いから一つ掘らうぢやないか」ということになったようである。「面白いから」とは、言い換えれば「好奇心をもって出発した」ということに他ならない。

実は、本書の過半、具体的にはI 序説、II 古墳の概況と調査概要、IV 三古墳調査概要、VI 結論、VII 出土品目録については、「現地政府に対する責任上からまとめたもので、略報というごとく将来の本報告に対する準備」(255 頁)とされた水野・小野・日比野 1943『蒙疆陽高縣漢墓調査略報』を殆どそのまま転用したものである。但し、幾つかの語句が置き換えられ、幾つかの文章が削除されている。その「置き換え」および「削除」に、報告者たちが戦時中に行なつた自らの調査に対する認識が反映している。

例えば「今回の調査は実にこの実態を明らかにして、…あるいは調査そのものを通じて、現状の認識になんらかの寄与をなさんとして試みられたのである。」(2 頁)という先に引用した文章は、本来「下次の調査は實にこの實態を明らかにして、…或は調査事業そのものを通じて、来るべき新文化の構想に何らかの寄与をなさんと志したものであつた。」(水野・小野・日比野 1943: 4 頁)というものであつた。半世紀を経て、当時の「来るべき新文化の構想」が「現状の認識」に変化した訳である。

さらにこの文章には以下の文章が続いて記されていたが、本書では全文削除されている。

「即ちただ過去の知識を豊富ならしめんとする欲求にとどまらず、もつて将来の創造に対する新鮮無比の糧たらしめんとするにあつたのである。」(水野・小野・日比野 1943: 4 頁)

「将来の創造」という部分が忌避の原因となつたのだろうか?

本書では「序説」とされた略報の「序」の最後にあつた以下の文章も全文削除されている。

「最後にわれわれは二ヶ月に及ぶ調査事業が、この縣城を去る七十支里の僻村において、何ら特別の警備もなく無事遂行されたといふことを想起したい。これは治安の確立に即し、政治の浸透、文化の浸潤をもの

がたるものであつて、蒙古政府の文化事業に対する深い関心と理解とに絶大なる敬意を表するとともに、その事業自身がこの大東亜戦争下にもつ文化的意義を顧念して、この予報の一篇を世におくりたいとおもふ。」(6 頁)

発掘の動機および目的については、「発掘日記を中心とした華北風物詩ともいふべきもの」(255 頁)という「昭和二十年十月一日」の日付が記された「自序」においても述べられている。

「すでにあのときからまる三年の年月がたつたのだ。世の中は當時においては全く想像もつかぬ變化を遂げてしまつた。

いまさら當時の日記を公けにしようなどいふことは、決して進んでできるわざではない。もしこれを計画した當初だつたなら、実際もつと張切つた気持でこの序文を書くことができたであらう。

しかしもはやかうした繰り返言を述べるのはよすことにしよう。われわれはあの戦争のさ中にあつても、自分達の学問の途をまつしぐらに邁進してきたつもりである。それは戦争をも政治をも超越した東亜古文化の究明といふ仕事だつたのである。

われわれは昭和十七年の夏から秋にかけて、蒙疆大同にほど近い陽高縣の田舎で、漢代古墳の考古学的な調査を行つた。その結果については、すでに概略を二三のものに発表したことがあつた。これが将来の東亜考古学界に対してある種の寄与をなすべきは、ひそかに期待するところであるが、あの二箇月間の調査生活こそ、われわれの学問生活にとつてもまた、いつまでもこよなく懐しい思ひ出をのこすことであらう。

おもふに、古墳の考古学的調査は退屈な芝居の筋書にも似て、最後に大やまがあつても、これにいたる経過はほとんども土木事業にひとしい。しかも土木事業には目にみえる建設があるのに對し、これには古い事実の認識といふことが目圖されてゐるにもか、はらず、表面にみえるところは破壊のみである。しかし、深くとざられた神秘の姿をあばかうとする好奇の心から、かゝる破壊をあえてしようとするのではない。それは人心のもつとも奥深い根柢から発する真摯な探究欲にいつるものであつて、こゝには形而上的な創造が要請されてゐるのである。」(小野・日比野 1946: 1-2 頁)

自らが述べる如く「皇軍が占領地域内において支那の伝統的な文化を尊重して、これを保護宣揚した」(小野・日比野 1946: 31 頁) 典型的な調査にも関わらず、「東亜古文化の究明といふ仕事」は「戦争をも政治をも超越した」とする自己矛盾に満ちた文章である。

調査の動機については、単なる「好奇心」ではなく「真摯な探究欲」に基づくとするが、これは 1943 年および 1946 年の文言が変更されることなく、そのまま 1990 年の本報告において流用されている。

「あの戦争のさ中」という自らが身を置く社会的な状況をいささかも考慮することなく、ただ「学問の途をまつしぐら

に邁進してきたつもり」という独り善がりな見方が、当時の発掘は「保存・保護よりさらに重要なのである」という半世紀を経ても変わらない自己正当化に繋がっている。

*出土遺物の取り扱い

1942年の9月から11月にかけて発掘調査が行われ、翌年の10月から11月にかけて現地に保管されていた出土遺物の調査が行われた。

「当時の記録類はもともと不完全であったのが、いつのまにか一部分散逸し、写真や実測図なども変色して、わかりにくくなったものが少なくない。われわれは手もとに残った資料をもととし、京都大学人文科学研究所の東方部(旧、東方文化研究所)に保管されている写真などを集めて、もっぱら記憶を頼りに整理を進めるほかなかったのである。1943年、水野清一氏、末永雅雄氏らによって行われた出土品調査の資料は特に重要であるが、覚書的な記述が多く、実測図も完全なものが少なかったため、それらの解読には意外な労力を要した。」(255頁)

なぜ調査後すぐに報告書が作成されなかったのかという点に関する記述はない。「最近における蒙疆の著しい治安の良好さをしみじみと感じますとともに、やがては支那全體が、さうして大東亜の全地域がかくなり行くであらうといふ明るい希望をますます強くしたのであります」(日比野1943:28頁)という当時の「明るい希望」が潰えたという時代状況が大きく作用したであろうことは想像に難くない。

「今日われわれにとって、最も遺憾なのは出土品の実物が一つも見られないことである。それらは陽高県公署に保管されていたはずだが、行方は全くわからない。ごく一部のものを研究のため借用して日本に持ち帰り、東方文化研究所に置いていたことがある。しかし、戦後、中華民国の故李濟博士が戦時中に日本が中国から持ち出した文化財接収のため来日されたとき、東方文化研究所において、そのすべてを返還した。」(256頁)

返還されたのが、何時なのか、「戦後」としか書かれておらず詳細が不明である。「ごく一部」とは、いったいどれほどなのか? その数量・内容ともに不明である。「中華民国」に返還したということは、現在は台湾に存在することなのか? それとも1949年以前に大陸に返還したということなのか?

「ただ水野清一氏が出土繊維類の研究を太田英蔵氏に委嘱され、その断片が同氏のもとにあったのを、太田氏の没後、布目順朗氏が利用して研究を発表された。この報告書で繊維類の記述が少ないのは、そのような事情によるのである。」(256頁)

すると出土繊維類は返還対象には含まれず、現在も日本に存在するという事なのか? 布目氏の研究がどこに発

表されたのか典拠が記載されておらず確認のしようがない。陽高古城堡出土資料で日本に残されているのは、この繊維類だけなのだろうか?

「なお保存良好な数体の骨格も、調査の上は古人類研究に幾多の知見を増大させるはずであった。」(3頁)

1943年の『略報』では、以下のように記されていた。

「なほ保存良好な數體の骨格も、精査の上は古人類研究に幾多の知見を増大することとおもふ。」(水野・小野・日比野1943:6頁)

「知見を増大することとおもふ」とされたものが、なぜ「知見を増大させるはずであった」に変化したのか? そもそも、なぜ人骨に関する「古人類研究の知見」が報告書にないのかということに関する文章が報告書に見当たらない。

「保存良好な数体の骨格」資料は、現在いったいどこにあるのか?

「各墳からとり上げた人骨を京都の大学に送るために、まづこれを包装して、箱につめ栗ガヲをその間につめるといつた丁寧極まる荷造りであつた。」(小野・日比野1946:315頁)

果たして陽高漢墓群の遺骨たちは、「京都の大学」から故郷古城堡の地に帰ることができたのだろうか?

*幾つもの過去、様々な過去

もう一度、本書冒頭の文章を引用しておこう。

「過ぎ去った昔、この地方において人びとが営んだ歴史的な活動を知るということは、それが単なる知識にとどまるのではなく、常に現在を知るためのものであり、さらに未来を洞察するものでなければならない。」(1頁)

このように記した筆者たちが思い浮かべる「過ぎ去った昔」という「過去」は、陽高古城堡漢墓の発掘によって明らかにされる遙かな過去を意味しているのだろう。しかし私たちの「過去」とは、それだけに留まらない。このような文章が記された1990年から半世紀前の1942年に異国の地で日本人考古学者によってなされた発掘調査についても、ある意味で「歴史的な活動」と言えるのではないか。そして当事の経緯や当事者の認識の在り様を知ることは「単なる知識にとどまるのではなく、常に現在を知るためのものであり、さらに未来を洞察するものでなければならない」であろう。

もちろん発掘調査の報告の責務は、何がどれほど出土したかということが正確に詳しく述べられることによって果たされる。しかしそれと同じくらい、場合によってはそれ以上に報告者が報告資料をどのように認識しているか、半世紀前に発掘をした当時と半世紀が経過した現在では、報告者のどのような認識がどのように変わったのかを、はっきりと示すことが必要なのではないか。

「歴史的記念物がいかに現在を知る重要な手段であるとしても、それはその実態が明確にされての上である。」
(1頁)

「現在」という報告者の認識を知るためにも、どのような調査が行われ、出土資料が現在、どこでどのように保管されているのかという情報の開示が欠かせない。しかし本報告では「その全貌」はおろか「その実態」すら、肝心な部分について明らかにされていない。

関係者の歴史認識が問われる所以である。

なお本文は、ブログに発表した以下の文章を大幅に加筆修正したものである。

【全方位書評】日比野・水野 1943『蒙疆に於ける最近の考古学的発見』

<http://2nd-archaeology.blog.so-net.ne.jp/2014-0212>

【考古誌批評】小野・日比野 1990『陽高古城堡』

<http://2nd-archaeology.blog.so-net.ne.jp/2014/02-19>

『ミケランジェロ・プロジェクト』映画と原作の紹介

森本 和男



文化財略奪に関するハリウッド映画が秋に公開される。第2次世界大戦中にナチスが略奪した膨大な美術品を探し出すストーリーで、原題は「モニュメンツ・メン：The Monuments Men」、日本語題名は「ミケランジェロ・プロジェクト」（オフィシャルサイト：<http://www.foxmovies.jp/miche-project/>）である。監督・製作・脚本・出演ジョージ・クルーニー、配給はコロムビア映画と20世紀フォックス。当初はアメリカで2013年12月の公開であったが、予定が遅れ2014年2月に公開された。日本では今年(2014年)秋の公開予定である。まだ実際に映画の本編を見てないが、題材が文化財略奪なので映画を紹介しておこう。

物語は、戦場の文化財保護を目的に、アメリカ軍のなかに設けられた文化財専門の部隊を中心に展開する。部隊といっても、数千万人も動員された軍隊のなかで、当初はたったの数名程度しかいなかった。部隊を統括する映画の主演フランク・ストークス（ジョージ・クルーニー）には、モデルとなる実在の人物がいて、その名はジョージ・スタウトだった。スタウトは、ハーバード大学フォッグ美術館で絵画などの美術品の補修を研究していた。保存修復を、職人の経験や技から専門的学問へと、現在の保存科学の基礎を確立した美術館員だった。

真珠湾攻撃に衝撃を受けて、アメリカが第2次世界大戦に参戦すると、スタウトは戦火から文化財を守ることを各界に説いて回り、軍隊に美術の専門家を派遣することを提案した。彼の呼びかけは奏効し、1943年12月に陸軍省に記念物・美術・文書班(MFAA, Monuments, Fine Arts, and Archives Section)が設けられた。そして1944年6月6日のノルマンディー上陸作戦とともに、おもにアメリカ人からなる美術専門家たちがヨーロッパ大陸に渡り、広大な戦線で、大聖堂や古城、古建築、博物館、文書館、美術品の保全に駆け回った。戦場の美術専門家たちは、モニュ

メンツ・メンと呼ばれるようになった。

連合軍の侵攻が進み、ドイツ第三帝国の版図が徐々に縮小していくと、ナチス・ドイツが、占領地帯から膨大な数量の美術品、貴金属、宝石、家具、文書、図書などの文化財を持ち出していたことが、次第に明らかになっていった。略奪された文化財、とくに有名な美術品、巨匠たちの作品は一体どこへ運ばれ、隠されたのか、無事に保管されているのだろうか。さまざまな疑問と不安がうずまくなか、モニュメンツ・メンは難解な推理小説に挑むかのようにして、略奪品の搜索と発見に奔走するのである。

映画ではスタウトの他に、実在の人物をモデルにした6人が登場する。実在した人物とは、パリでナチスの略奪美術品の集積地となったジュ・ド・ポーム美術館で、秘かに絵画の行方をスパイした女性管理人のローズ・ヴァラン。そのローズ・ヴァランの助けを受けながら鉱山に埋納された美術品を発見したメトロポリタン美術館学芸員のジェイムズ・J・ロリマー。ミケランジェロの「聖母子像」や「ヘントの祭壇画」などの美術品をオーストリアのアルトアウスゼー岩塩鉱山で発見したロバート・ポウジー。兵士向けの文化財ハンドブックの作成に携わり、美術品の発見にも貢献した著名な彫刻家ウォーカー・ハンコック。イギリス人歴史家で砲弾を受けて死亡したロナルド・エドモンド・バルフォア。ロバート・ポウジーとともにアルトアウスゼーで多数の美術品を発見した文化芸術界の奇オリンカン・カースティーンであった。彼らはいずれも、芸術を愛する個性あふれる人物たちだった。

いつの時代も、戦争に殺人や略奪は付きものである。しかしながら19世紀の中ごろから、無駄な殺傷や略奪を戦場で抑制する動きがではじめた。20世紀初頭に戦争の規則を規定したハーグ条約という戦時国際法のなかで、文化財への攻撃回避、略奪禁止、モニュメントや建造物の損壊

禁止など、文化財保護の規則が取り入れられた。多数の国がハーグ条約に調印もしくは批准をしたのだが、実際に第1次世界大戦などで戦争は予想できないほど大規模となり、武器の破壊力も格段に増強されて、より深刻な被害が文化財におよぶようになった。

そこで、1930年代末に国際連盟の国際博物館局を中心に、戦時文化財保護の国際条約草案が作成された。その条約草案では、各国人民のためというよりも、人類共通の普遍的文化遺産を国際社会によって守り伝えるという国際協調の姿勢が明確にされた。そして平時から文化財の目録を作成して、他国に建造物など文化遺産や文化財の存在を知らせることで、戦時の攻撃回避、略奪禁止に効果を発揮させようとした。1954年に採択された現在のハーグ条約は、この国際連盟時代に作成された条約草案の理念と内容を継承している。

国際協調によって人類普遍の文化遺産を戦争から守るという、1930年代に登場した理念にしたがい、アメリカは第2次世界大戦に参戦してから、スタウトたちの尽力もあって、戦時に文化財を保全する特別組織「ヨーロッパにおける美術的歴史的記念物保護復旧アメリカ委員会 (American Committee for the Protection and Salvage of Artistic and Historic Monuments in Europe)」（通称ロバーツ委員会）が大統領の下に設置された。ロバーツ委員会は、ヨーロッパ各国の膨大な文化財リストと詳細な分布地図を作成した。戦場のモニュメンツ・メンは、このロバーツ委員会の作成した資料を手にして、広大な戦場を疾駆したのである。

この映画には原作がある。著者はロバート・M・エドゼル (Robert M. Edsel)、題名は *The Monuments Men: Allied Heroes, Nazi Thieves and the Greatest Treasure Hunt* という500頁近い分厚い本で、白水社から日本語の翻訳書、高儀進訳『ナチ略奪美術品を救え—特殊部隊「モニュメンツ・メン」の戦争』が出ている。原著は2009年に刊行され、全米批評家協会賞を受賞した。映画化もあつて、17ヶ国語で出版が予定されているという。

著者のロバート・M・エドゼルは、1956年生まれのアメリカ人で、若いころに石油とガスの探鉱事業をはじめた。水平掘削技術のパイオニアで会社を社員8人から100人近くまで成長させたが、1995年に会社の資産を売却し、翌年一家でヨーロッパに移住した。そして、フィレンツェを訪ねて、美術品や文化財を救った無名の英雄たちモニュメンツ・メンの存在を知り、10年かけてヨーロッパ各地を旅して調査

したそうである。

その調査成果として、ナチス・ドイツによる美術品の略奪からモニュメンツ・メンによる捜索・発見までを、時間の経過とともに追った詳細な記録写真集『ダ・ヴィンチを救う *Rescuing da Vinci*』を2006年に刊行した。そして2009年にはゲーリングの絵画コレクションに関するナンシー・イーデの著作『貪欲な夢を越えて *Beyond the Dreams of Avarice: The Hermann Goering Collection*』を出版し、彼自身の本も刊行した。昨年(2013)年には、イタリアでのモニュメンツ・メンの活躍を描いた『イタリアを救う *Saving Italy: The Race to Rescue a Nation's Treasures from the Nazis*』を上梓している。

そしてエドゼルは、美術品を救った無名戦士のモニュメンツ・メンの功績を後世に伝えるとともに、いまだに行方不明となっている奪われた文化財を捜索するため、モニュメンツ・メン基金を創設した (Monuments Men Foundation; <http://www.monumentsmenfoundation.org>)。2012年にはナチス・ドイツの略奪組織=ローゼンベルク機関 (ERR=Einsatzstab Reichsleiter Rosenberg) の作成した目録・写真アルバムを発見し、話題となった。

第2次世界大戦中の文化財略奪に関する本は、映画の原作となった本以外にも、多数出版されている。そのうちのいくつかは日本語にも翻訳されている。略奪の全貌を詳細に記述した名著リン・H・ニコラス『ヨーロッパの略奪 *The Rape of Europa*』白水社、ナチス・ドイツの略奪を追ったエクトール・フェリシアノー『ナチの絵画略奪作戦 *The Lost Museum*』平凡社、長らく秘密にされていたソヴィエトの文化財略奪を詳述したコンスタンチン・アキンシャとグリゴリー・ゴズロフ『消えた略奪美術品 *Stolen Treasure*』新潮社などがある。

ヨーロッパ大陸を縦横に活躍したジョージ・スタウトは、1945年7月末にアメリカに戻った。そしてわずか2ヵ月間の休暇の後、彼は自ら希望して敗戦国日本へ、アメリカ海軍の文化財専門官として赴任して来た。日本では翌年5月まで、GHQの民間情報教育局 (CIE, Civil Information and Education Section) で美術記念物課の課長を勤めた。

アジア・太平洋戦争でも文化財略奪が多数起きた。GHQの公式記録によると、日本から返還されたものだけでも、文化財は2,394件あり、図書は約20万冊にもおよんだ。その略奪の実態は、ヨーロッパほど解明されていない。東アジアでの文化財略奪の解明は、戦争責任の問題と関連して、まだまだ戦後取り残された課題となっているのである。

■連絡会議の会員を募集しています■

文化財の専門家や研究者だけでなく、市民がまわりの文化財を調査し、文化財をとおして歴史を学び、考える新しい市民運動です。会費は年会費(個人)3,000円、(団体)5,000円、(賛助会費)10,000円。規約や申込書はWEBでも入手できます。会費は、郵便振替00140-9-607811 韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議あてお送り下さい。

「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報」3号目次

2013-14年の動きと今後の課題	編集部	1
政府間直接対話の提言(連絡会議)・関連ニュース		2-3
韓国・朝鮮の人々の「悔しさ」について	荒井信一	4-5
「小倉コレクション目録」との出会い	李素玲	5-8
連絡会議の歩み		8
日本側外交資料公開状況について	李洋秀	9-11
【書評】小野勝年・日比野丈夫『陽高古城堡』	五十嵐彰	12-15
『ミケランジェロ・プロジェクト』紹介	森本和男	15-16